

火傷災害(着衣に引火したものの)

◆ 平成29年3月発生（製造業）

被災者は、面取り機にボルトを投入する作業を行っており、そのまま触るとボルトが冷たいので、ボルトが入った容器をストーブで温めてから投入作業を行っていた。ボルトは容器内で潤滑用の油（マシン油＋灯油）に浸された状態であったため、油から発火し、被災者の着衣にも引火した。被災者は火傷を負い、約2ヶ月後に死亡した。

